

初期室町幕府における足利直義の政治

― 裁許下知状から見える政治思想 ―

森 本 朱 音

はじめに

室町幕府を開いた人物として足利尊氏はよく知られている。しかし、初期室町幕府において尊氏とともに政治を行つた人物として、足利直義ひたよしという存在があつたことを見逃すことはできないだろう。

足利直義（一三〇七年～一三五二年 諸説あり）は、足利貞氏と上杉清子の間に生まれた子で、室町幕府初代將軍となつた足利高氏（のちの尊氏）とは、一歳か二歳違いの同母弟という関係にあたる。尊氏・直義兄弟は妾腹の出身であつたため、本来は足利氏の家督を継承する資格を持つていなかった。しかし、嫡流であつた異母兄・高義の夭折によつて、尊氏が家督を継承することとなつた。そして、

後醍醐天皇主導のもと鎌倉幕府の倒幕に尽力したことを期に、兄弟は後醍醐天皇から莫大な恩賞を拝領し、権力の中枢に位置する高官に任じられるに至つた。建武五（一三三三）年に尊氏が征夷大將軍に任じられた際には、直義も左兵衛督に任じられている。そうして、室町幕府を開いた尊氏は、弟・直義と二人で幕府の権限を分割して統治していく。

直義の立場は、鎌倉時代の執権・連署と違って、職によらず単独で政務を裁判し、尊氏と並ぶ「両將軍」と認識されてお^①り、「副將軍」と称された得宗に近い地位にあつたと考えられて^②いる。ただし、幕政上における直義の公的な役職名は存在しない。もつとも広く呼ばれたのは、幕府を開いて以来の邸宅所在地である下京三条坊門高倉にちなん

だ「三条殿」だったと言われる^③。そのように空前絶後の身分を持った直義は、初期室町幕府において大きな権力を獲得し、第二の武家政権の基礎を築いたのだ。

初期室町幕府における尊氏と直義の政治は、長らく「二頭政治」であったと言われてきた。この「二頭政治」という評価自体は戦前から田中義成氏^④などが言及しており、また尊氏が恩賞充行、直義が所領安堵の下文や所務沙汰の裁許下知状を発給していたことを相田二郎氏^⑤が指摘している。しかし、それらの指摘を発給文書の内容から尊氏と直義の間に権力区分が認められるかという実証的成果に基づいて研究を行ったのは、佐藤進一氏が初である。佐藤氏は一九六〇年に「室町幕府開創期の官制体系」^⑥で、尊氏が侍所・恩賞方など、直義が評定・安堵方・引付方・禅律方などを管轄していたことに初めて言及した。そして、尊氏の軍事指揮権と行賞権を「主従制的支配権」、直義の民事裁判権と所領安堵権を「統治権的支配権」と定義した。この論文は、長らく研究者たちの間で、根強い支持を得てきた「二頭政治論」の基礎を作ったと言える。

現在は、佐藤氏が確立した定説を批判していくかたちで検討が進められており、文書発給の分担、残存文書数など

を根拠として、初期室町幕府の政治体制を「二頭政治」と形容すること自体を疑問視する声が増えてきている。この問題は、呉座勇一氏の『戦争の日本中世史「下剋上」は本当にあったのか」^⑦で初めて言及された。呉座氏は同著内で「直義が実質的に尊氏の全権を代行していた」とまで述べている。その後、森茂暁氏^⑧や亀田俊和氏^⑨なども、初期室町幕府の政治体制は「二頭政治」という言葉から連想されるような均等な権限の二分化体制ではなく、直義が事実上の最高権力者として將軍の持つほぼ全権を掌握し、主導する体制だったと結論づけている。それは言い換えると、直義の政治方針そのものが初期室町幕府の政治体制であったとも言えることが可能であるだろう。

本稿は、初期室町幕府において「二頭政治」を主導したとされている足利尊氏の弟・足利直義が、どのような政治思想を持って政治に関与していたのかを明らかにしようとするものである。今回は、直義が発給した裁許下知状を素材として、直義のひいては初期室町幕府の政治姿勢に迫ってみたい。

第一章 直義政治の実態

第一節 『建武式目』に見える直義の政治思想

室町幕府の政治方針は、建武三（一三三六）年十一月七日に制定された『建武式目』^⑩に見ることができ、二項十七条で構成された『建武式目』は、鎌倉幕府の政務に携わっていた二階堂是円・同真恵兄弟、藤原藤範・玄恵らをはじめとする八人が答申者となって作成された。確固たる史料の根拠はないが、この『建武式目』は足利直義が主導するかたちで制定された^⑪というのが、研究者たちの間での現在の通説となっている。これは、北朝が発足した建武三（一三三六）年八月十五日からわずか二日後に、足利尊氏が清水寺に奉納した「この世は夢のごとくに候」で始まる願文^⑫などから、尊氏が直義に政務の権限を譲ろうとする姿勢が読み取れることなどが根拠となっている。本稿においても、『建武式目』には足利直義の政治思想が大きく反映されていることを前提にして、話を進めていくこととしたい。それでは、まず『建武式目』の内容を見ていくこととする。

【史料1】『建武式目』

建武式目条々

鎌倉如_レ元可_レ為_二柳宮_一歟、可_レ為_二他所_一否事

右、漢家本朝、上古之儀遷移多_レ之、不_レ遑_二羅縷_一、迄_二于_二季世_一、依_レ有_二煩擾_一、移徒不_二容易_一乎、就_二中鎌倉郡者_一、文治右幕下始構_二武館_一、承久義時朝臣并_二吞天下_一、於_二武家_一者、尤可_レ謂_二吉土_一哉、爰祿多_レ權重、極_レ驕恣_レ欲_レ積_レ惡不_レ改、果令_二滅亡_一了、縱雖_レ為_二他所_一、不_レ改_二近代覆軍之轍_一者、傾危可_レ有_二何疑_一乎、夫周秦共宅_二崤函_一也、秦二世而滅、周闡_二八百之祚_一、隋唐同居_二長安_一也、隋二代而亡、唐興_二三百之業_一矣、然者_二居処之興廢_一、可_レ依_二政道之善惡_一、是人凶非_二宅凶_一之謂也、但諸人若欲_二遷移_一者、可_レ隨_二衆人之情_一歟、

政道事

右、量_レ時設_レ制、和漢之間、可_レ被_レ用_二何法_一乎、先逐_二武家全盛之跡_一、尤可_レ被_レ施_二善政_一哉、然者_二宿老評定衆公人等_一濟々焉、於_二訪_一故実_一者、可_レ有_二何不足_一哉、古典曰、德是嘉政、々在_二安_一民_一云々、早休_二万人愁_一之儀、速可_レ有_二御沙汰_一乎、其最要粗註_二左_一、

一（第一条）、可_レ被_レ行_二儉約_一事

一（第二条）、可_レ被_レ制_二群飲佚遊_一事

一（第三条）、可_レ被_レ鎮_二狼藉_一事

- 一 (第四条)、可_レ被_レ止_二私宅点定_一事
- 一 (第五条)、京中空地可_レ被_レ返_二本主_一事
- 一 (第六条)、可_レ被_レ興_二行無尽_一土倉_一事
- 一 (第七条)、諸国守護人殊可_レ被_レ折_二政務器用_一事
- 一 (第八条)、可_レ被_レ止_二権貴并女性禪律僧口入_一事
- 一 (第九条)、可_レ被_レ誠_二公人緩怠_一并可_レ有_二精撰_一事
- 一 (第十条)、固可_レ被_レ止_二賄貨_一事
- 一 (第十一条)、殿中付_二内外_一可_レ被_レ返_二諸方進物_一事
- 一 (第十二条)、可_レ被_レ選_二近習者_一事
- 一 (第十三条)、可_レ專_二礼節_一事
- 一 (第十四条)、有_二廉義名譽_一者殊可_レ被_レ優賞_一事
- 一 (第十五条)、可_レ被_レ聞_二食貧弱輩訴訟_一事
- 一 (第十六条)、寺社訴訟依_レ事可_レ有_二用捨_一事
- 一 (第十七条)、可_レ被_レ定_二御沙汰式日時刻_一事

第一項では、幕府の所在地を元の鎌倉に置くべきか、他の場所に移すべきか、という点について論じられている。簡単にまとめると、「鎌倉は源頼朝が幕府を開き、北条義時が天下を併呑した吉土なので本拠として定めるべきだ。北条氏が滅亡した土地として、批判もあるかもしれないが、

それは北条氏が悪政を重ねたからであって、土地が不吉な訳ではない。ただし、希望者が多ければ、鎌倉に固執するには及ばない」といった内容である。¹³⁾

また、第二項の初めにある「政道の事」という項目を見ると、「時代に適応した法律制度を作る。鎌倉幕府の全盛時代の政治を模範とする。古法や先例には、民を安んずることを政治の主要とするべきだ」という内容が読み取れる。¹⁴⁾ これらの文章からも分かるように、直義は前鎌倉幕府や後醍醐天皇が主導した建武政権の政治体制を理想としていたと見るのが妥当であろう。

この『建武式目』の内容を見て筆者が注目したのは、二項十七条のうちの三条(第十五条・第十六条・第十七条)が訴訟に関する内容だという点である。比較的大きな割合を訴訟関連に充てていることから、直義は初期室町幕府において訴訟関係を重要視していたのではないかと予想を立てた。

事実上足利直義が主導する初期室町幕府の政治がいかなる体制であったかという点、尊氏が恩賞充行および守護職補任の権限のみを保持しただけで、その他の残りの幕府機能はすべて直義が掌握するというものであった。¹⁵⁾ そのよう

に直義が幕府を主導していたことを最も象徴しているのが、足利直義裁許下知状である。裁許下知状とは、直義が管轄した不動産訴訟（庶務沙汰）の判決文のことであり、形式は鎌倉幕府の下知状を踏襲したものとなっている。足利直義裁許下知状の大きな特徴は、書止文言が「下知如^レ件」であることだ。鎌倉幕府の執権が発給した関東下知状が「依^レ鎌倉殿仰^レ、下知如^レ件」という書止文言で、將軍の命を承^レて発布する形式であったのに対して、直義が発給した裁許下知状は単に「下知如^レ件」となっている。つまり、足利直義裁許下知状は、完全に直義個人の判断によっていることが明記されているのである。¹⁶ 現存している足利直義の裁許状は、二〇一六年時点で九十三通確認されている。¹⁷ 足利直義の裁許下知状一覧【表1】を巻末に付してあるので、確認していただきたい。

庶務沙汰の審理は鎌倉幕府以来の訴訟機関である「引付方」（訴訟当事者が禅律寺院であれば「禅律方」という機関で行われる。引付方では訴人（原告）からの訴状を受理し、論人（被告）に対する尋問が行われた。直義が花押を据えて承認する裁許下知状の登場は、建武五（一二三三）年八月十一日に左兵衛督に就任した直後からで、その頃か

ら直義が主催する評定の式日も開始されたとみられる。¹⁸ 式日とは、すなわち裁判を行う定例日のことである。『建武式目』の第十七条においても「御沙汰の式日・時刻を定めらるべき事」と書かれており、裁判を行う定例日と開始時刻が予め決められていたことが分かる。直義の裁許下知状発給の式日について、簡単にまとめると次のようになる。¹⁹

・七の付く日（七日・十七日・二十七日）…下文・下知状発給の式日。残存している足利直義裁許下知状も七の付く日の発給文書が圧倒的に多い。

・一の付く日（一日・十一日・二十一日）…建武・暦応年間における下知状発給の式日。

・九の付く日（九日・十九日・二十九日）…禅律関係の評定・所領安堵の式日。

足利直義の裁許下知状一覧【表1】からも、ある程度七・一・九の付く式日に沿って発給されていることが読み取れるであろう。一部例外はあるが、直義の裁許下知状は厳格な式日でもって定期的に発給されており、この点是不規則に発給されていた足利尊氏文書とは大きく異なる点であると言える。

第二節 裁許下知状発給と宗教政策

第一節では、足利直義の裁許下知状は式日に沿って発給されていることを確認した。第二節では、直義がどのような状況で訴訟関係の仕事をしていたのかを検証したいと思う。方法として、これらの裁許下知状を発給日順に並べて、発給日（式日）以外の直義の動きを確認し、簡単な年表【表2】²⁰⁾を作成してみることにした。こちらも巻末に付しているので、確認していただきたい。

表を閲覧すると、社寺参詣に出かけている場合が非常に多いことに気付く。直義は母方の実家上杉氏の影響もあって、禅宗のひとつにも数えられる臨濟宗に深い信仰を持っており、幕政主導期においても社寺参詣を精力的に行った。寺院は禅宗系が圧倒的に多く、直義の禅宗信仰が大きく反映されている。貞和二年三月十三日に見える醍醐寺は真言宗の寺であり、唯一の例外となるが、これは同寺の住持であった三宝院賢俊との密接な関係が背景にあるとされている。²¹⁾

また、直義の宗教政策として、五山・十刹制度がある。五山とは、南宋から移入した官寺制度であり、朝廷や幕府が任職を任命する最高の格式を誇る禅宗寺院五寺を指し

た。末期鎌倉幕府が鎌倉五山を定めたことが始まりとされ、建武政権によって京都中心のものに改めていたものを、更に直義が指定し直している。²²⁾ その当時は、第一位に南禅寺（京都）と建長寺（鎌倉）、第二位に天龍寺（京都）と円覚寺（鎌倉）、第三位に寿福寺（鎌倉）、第四位に建仁寺（京都）、第五位に東福寺（京都）が五山として指定されている。その後、室町幕府第二代將軍・足利義詮の時代に、京都と鎌倉からそれぞれ五つの寺が選定され、室町幕府第三代將軍・足利義満の時代に、今日でも知られている南禅寺を別格に置かれたちへと変わっていった。十刹とは、五山に次ぐ禅宗寺院の格式である。五山が決定されたのと同じ暦応五（一三四二）年の評定で鎌倉の浄妙寺以下全国の禅宗寺院が指定された。²³⁾

このように、直義は社寺参詣や仏教政策に力を入れていた。【表2】を見ても分かるように、直義の裁許下知状はそのような文化事業（宗教的施策）の間を縫って発給されていたと言いうこともできるだろう。

第二章 足利直義裁許下知状から見える

裁決原理と政治姿勢

第一節 直義の裁判基準

第一章では、足利直義がどのような状況下で、裁許下知状を発給していたのかについて、検証した。第二章では、足利直義がどのような政治思想を持って政務を行っていたのかという点に注目して検証を進めていく。

足利直義裁許下知状の研究としては、羽下徳彦氏の「足利直義の立場―その二 裁許状を通じて―」⁽²⁶⁾が基礎となるだろう。この論文では七十点の足利直義裁許下知状を素材として様式面でかなり研究が進められている。その後、この論文を元にして岩本修一氏が、八十八点の足利直義裁許下知状を素材にして再検討を進めている。それらの研究では様々な切り口、主に文書の機能面や形式面での研究が行われているが、直義が実際にどのような裁判を行っていたのかという、いわゆる実態面についての言及は少なく、まだまだ十分であるとは言えないのが現状だ。今回の検証では、直義の政治姿勢を裁許下知状の裁判結果から考察してみたいと思う。

第一章でも軽く触れたが、裁判の手続きは次のようにし行われた。まず引付方が訴人の訴状を受理し、論人に対する陳状（反論の訴状）提出の要求や出頭命令を出す。そのようにして訴状と陳状の応酬が原則三度繰り返された（三問三答）。場合によっては、法廷に訴人・論人が出頭して直接対決をすることもあった。そうしたやりとりを経て、下知状の草案が作成され、下文同様に評定に上程されて直義の決裁が行われた。

残存する足利直義裁許下知状一覧【表1】を閲覧すると、武士に莊園を侵略された寺社や公家による提訴の事例が多いことが分かる。訴人の多くは、係争地を正当な根拠によって代々受け継いできていることが一般的だった。そのため、訴人が勝訴する場合は圧倒的に多く、寺社本所と武士が対決した場合、ほとんど寺社本所が勝訴するという結果となっている。

直義の裁判は、「理非究明」の訴訟と称されて、訴人（原告）・論人（被告）双方の意見を聴いて調停者として公正で厳格な判断の元行われたと一般的に理解されている。⁽²⁸⁾そのため、直面している軍事的な情勢と直義の裁判の結果は完全に切り離されており、武勲を立てた者が必ずしも優遇

されるということとはなかった。しかし、直義は、本当に「理非究明」を貫いていたのだろうか。その点について調べるために、例を一つ上げてみたい。

【史料二】 曆応二（一三三九）年十二月十七日付足利直義裁許下知状（南部晋所蔵文書）

祇園社前執行助法眼頭詮申、丹波国波（波脱力）伯部保事、右、当保者、頭詮囊祖権長吏行円、為_二神供料所_一管領之後、曾孫頭玄法橋可_二師資相承_一之由、元久二年三月二日賜_二院庁御下文_一、先師頭円法眼正和三年正月廿六日讓_二与頭詮_一畢、於_二散在公田捌町_一者、被_レ寄_二附当社_一之条、永仁三年八月廿七日宣旨、延慶二年十月十五日院宣炳焉也、安行庄住人又太郎信盛・宮田庄住人次郎左衛門尉以下輩、押領之由、帶_二建武四年八月六日安堵院宣_一、及_二訴訟_一之間、同廿一日経_二評議_一、十二月廿日以_二志賀弥太郎行貞_一・上原孫神太秀基_二沙汰付畢_一、而重乱入之由、依_レ称_二之_一、可_二打渡_一之旨、去年八月九日課_二仁木伊賀守頼章_一、下_二御教書_一之処、九月廿四日執_二進信盛請文_一畢、当保下司職、為_二御家人領_一、可_二各別_一之由、雖_レ載_二之_一、如_二頭詮所_一進六波羅正安元年十二月廿三日同下知状_一者、下司氏澄代良盛与雜掌親円相論之間、於_二所職_一者、社家一円可_二進止_一之由、

所見也、如_二嘉曆二年十二月十六日同下知状_一者、波々伯部新左衛門尉盛国越訴之間、以_二全丸名半分_一、依_二和与_一載（裁）許畢、於_二彼状_一者、頭詮捧_二案文_一之処、信盛代経算備_二進正文_一之上、不_レ及_二子細_一、如_二元徳三年十一月廿一日奉書_一者、全丸名半分事、預所不_レ叙_二用下知状_一、可_二沙汰付_一云々、符_二合于嘉曆下知状_一之間、難_レ及_二一保違乱_一、如_二建武三年二月一日下司職下文_一者、為_二勲功之賞_一、雖_レ宛行_二為_二社領_一之条、見_二先段_一、（A）爰頭詮、或為_二当国御敵張本_一之由、度々註_二進之_一、或降参之後、差_二遣家人重清於新田兵部少輔手_一之間、召_二捕之_一、進_二侍所_一之旨、頼章雖_レ載_二請文_一、相_二尋沙汰次第_一之処、如_二建武四年十二月廿八日侍所記録_一者、波々伯部住人左近次郎男事、白状所々変申畢、有_二所務沙汰_一歟、祇園執行頭詮法眼先朝御代進_二人勢_一之条、必非_二其咎_一歟、然而、先可_二召籠_一也云々、如_二津戸出羽権守入道々元与奪頼連_一・貞兼等写進同五年三月八日記録案_一者、祇園社前執行頭詮事、丹波国波々伯部次郎左衛門尉敵対之間、註進状難_二許容_一之旨、頭詮所_レ申非_二無_二子細_一、且直被_レ成_二御教書_一之上、侍所每相改之時、註進同篇、旁無_二其謂_一、可_レ被_レ閣歟云々、且_二三浦介高継侍所管領之時_一、頭詮不忠之由、頼章雖_二註申_一、

糺^二明子細^一、無^レ誤^レ之旨、奏聞之間、日野入道大納言家、
達^二大宮中納言隆蔭卿^一、建武四年申^二、賜安堵院宣^一、於^レ
「信盛等」者、頼章依^二扶持^一、欲^レ申^二、沈^レ顕詮於^二罪科^一之旨、
所^レ申^レ之也、最初執^二、進敵人注進状^一之条、頗頗（行力）
難^二信用^一、次如^二頼章請文^一者、(B) 当保殊為^二諸方通用^一
之^レ用道之間、丹生寺・香下寺凶徒等、依^レ可^レ得^レ力、頼
章構^二要害於^二当所^一、差^二遣軍勢之間、雖^レ塞^二方々通路^一、
限^二于^二当道往反^一、于^レ今無^レ相違^二云々、為^二要害之地^一者、
兼^レ曰^二可^レ言^二上^一之处、顕詮企^二訴訟^一之後、称^二信盛陳謝^一註進、
疑殆不^レ少、次如^二当執行静晴法印解状^一者、顕詮者、罪科
人也、於^レ神供^一者、信盛沙汰之間、請取者也、顕詮不^レ可^レ
相綺^二云々、去年五月十四日以^二岩井四郎左衛門尉家秀^一、
下^二彼状^一畢、如^二同人所^レ進頼章状^一者、顕詮為^二御敵之間、
向後為^二領家職^一、恒例神役無^レ懈怠、可^レ致^二將軍家御折
禱^一云々、任^二彼状^一、勤^二、仕日御供^一之由、称申之条、前
後交々之上、領家職亦不^レ賜^二院宣^一者、争可^レ許容^二哉^一 (C)
顕詮者、元弘以來給^二御教書^一、專為^二御祈祷人^一、建武三
年七月、祇^二候東寺^一、致^二公私御祈^一之由、院宣明白也、
不^レ達^二理訴^一送^二年月^一之条、為^二不便之儀^一歟、然則、停^二、
止^二信盛違乱^一、可^レ沙^二、汰付当保於^二顕詮^一、次信盛押領咎并

年々得分物事、構^二要害^一之由、守護人註申之上者、不^レ及
「沙汰」者、下知如^レ件、

曆応二年十二月十七日

「足利直義（異筆）」

左兵衛督源朝臣（花押）

これは、現在の兵庫県篠山市（篠山市）に所在し、篠山盆地の東側
に位置した莊園、祇園社領丹波国波々伯部保を巡る足利直
義発給の裁許下知状（30）である。ここで訴人となっている祇園
執行・顕詮は、父・顕円から波々伯部保を相伝し、祇園社
の重要な社領であった波々伯部保の一円化を進めてきた。
しかし、南北朝期になって丹波国が内乱の舞台となると、
波々伯部保を巡る在地情勢も不安定になっていく。そこで
顕詮は、波々伯部保内に集積した所領群を維持するために
現地に下向して、南朝方として波々伯部保に城郭を構え、
軍事行動を取った。しかし、自ら波々伯部保で防戦したも
のの、北朝軍に敗れて保の維持ができなくなった。そのよ
うな経緯を経て、波々伯部保は丹波守護であった仁木頼章
のもと、波々伯部氏から知行の正当性を主張され「押領」
されていくこととなる。

他方、論人となった下司の波々伯部信盛は、北朝軍に属して転戦し、將軍から下司職を安堵され守護被官として幕府に貢献していた。波々伯部氏を擁護していた丹波国守護の仁木頼章は、祇園社前執行顕詮を「当国御敵張本」として糾弾し、その悪行について何度も幕府に注進していた(傍線部A)。丹波国で軍事指揮にあたった守護としての立場から顕詮の悪行を訴えたのである。また、頼章は波々伯部保が摂津方面などへ通じる交通上の要所であること、丹生寺城(神戸市北区)や香下寺城(三田市)の敵勢に備えて、要害を構えて軍勢を置き封鎖していることを述べており、軍事作戦の一環として重要な拠点であることを強調している(傍線部B)。

それらに対する足利直義の見解は、侍所の記録などから、顕詮が南朝方として敵対していたことを認めながらも、仁木頼章と波々伯部信盛が扶持(被官)関係にあることを指摘し、頼章も信盛と共に顕詮を罪科に貶めようとしているというものであった。つまり、直義は顕詮の南朝方としての丹波国での行動よりも、頼章や信盛が顕詮を貶めようとしている面を強調しているのである。吉永隆記氏は、この結果に対して、「顕詮の敵対行動に半ば目をつむることで、

強引な裁許に導いている印象を受ける」と述べている。³¹⁾

最終的に直義は、顕詮が元弘以来御教書を給わって「御祈禱人」として、これまで「公私御祈」をしてきたことが明白であるとの理由から、波々伯部保を顕詮に安堵するという裁許を下した(傍線部C)。^{【史料2】}においても、相伝の由緒に沿うという直義の政治姿勢によつて顕詮が勝訴したのだ。ただし、南朝方として敵対した過去を持ちながらも顕詮が勝訴できた理由として、吉永氏は、「顕詮が「御祈禱人」すなわち足利將軍家の御師であったことも関係しているのではないか」と考察している。³²⁾ そうであれば、直義と顕詮(祇園社側)には將軍家との師檀関係という繋がりがあり、それが有利に働いた面も少なからずあったと考えられるのである。

以上のことを踏まえると、直義は通説通り、一貫して「理非究明」に則った裁判をしていた(武勲を立てた武士の機嫌をとるために勝訴にすることはしない)と考えられる。しかし、その一方で、將軍家と繋がりが強い者が有利になる場合も少なからずあり、一概に直義が証拠のみを並べて裁判の結果を出していたわけではないということが明らかとなった。

第二節 裁許下知状発給後の敗訴側への対応

第一節においては、直義が「理非究明」の裁判を行ってきたことを確認した。しかし、武勲を立てた武士たちの中には、敗訴にされたことで直義に不満を持つ者もあつたらうと推察することは容易である。室町幕府が戦時下にあつたことを考えると、そのような武士たちを味方に続けるための何らかの施策も必要であつたと考えられる。最後に、敗訴に至つた武士たちに対して、その後直義がどのような対応を行つていたのかについて一例を示したい。

【史料三】 暦応二（一三三九）年十二月九日付足利直義裁許下知状（山城東寺文書射）³³

東寺八幡宮領山城国久世上下庄雑掌光信申、去今兩年々貢百四十石余事、

右、当庄地頭職者、去建武三年七月一日、被_レ寄_二附当社_一以降、為_二放生会以下嚴重之料所_一、致_二長日御所祈禱_一之處、下司・公文等、称_二半濟_一、抑_二留神用_一之由訴申之間、今年十一月十三日、仰_二金持三郎右衛門尉広信_一、遣_二召文_一之処、如_二執進公文広世仲貞下司広綱等請文者、半濟事、建武三年七月十一日、為_二恩賞_一宛給之間、任_二御下文_一、致_二其沙汰_一候之上者、全無_二抑留儀_一云々、爰如_二広世等所

帶御下文_一者、領家職之由所見也、為_二地頭職内_一、下司・公文争可_レ帶_二領家職半濟御下文_一哉之由、雑掌雖_レ申_レ之、為_二軍陣義_一之間、非_二巨難_一之上、西京之甲乙人等、依_レ有_二軍忠_一、本所進止之所帶等、猶以為_二武家之計_一、平均被_二宛行_一畢、適_二武家被管_一之広世等勲功之賞、輒_レ改動_一、但為_二先日御寄進地_一之間、以_二後日御下文_一、輕顛_二倒神_一領_一之条、其（無力）理之專一也、然則止_二当庄半濟之儀_一、於_二抑留年貢_一者、任_二員數_一、可_レ令_二糺返_一、（A）至_二広世_一等_一者、可_レ宛_二給其替_一之状、下知如_レ件、

暦応二年十二月九日

足利直義
源朝臣（花押）

これは、誤つて同一所領が給付されていた東寺八幡宮と下司・公文との権益が衝突した際に発給された足利直義裁許下知状である。訴人である東寺八幡宮の雑掌・光信は、建武三年七月一日に尊氏から山城国久世上下庄地頭職が寄進されたにも関わらず、同荘の下司・公文が「半濟」と称して神用物百四十石を納めなかつたことを幕府に提訴した。

他方、論人である公文・広世と仲貞および下司・広綱は、

この「半済」が建武三年七月十一日に尊氏から恩賞として充行われたものであると主張する請文を提出した。この裁判においても、寺社本所と武士が衝突したのである。

最終的に直義は、両者の主張に対して、先に寄進が行われたことを根拠に東寺八幡宮を勝訴とし、下司・公文らに抑留していた年貢を払うよう求めている。しかし、この判例において直義は、替地を充行うという形で敗訴した武士たちに弁償するという対応を取っている（傍線部A）。

とは言っても、「二頭政治」の中で、恩賞充行および守護職補任の権限は尊氏が保持したため、実際に替地を探して給付するのは直義ではなく、尊氏が管轄した恩賞方の業務であった。亀田氏も、「替地の充行の実現というものは容易ではないが多かった」と述べている。³⁴

おわりに

最後に、本稿を総括したいと思う。

初期室町幕府において「二頭政治」を主導したとされる足利直義の政治姿勢は、建武三（一三三六）年十一月七日に制定された『建武式目』に表れている。『建武式目』か

らは、前鎌倉幕府や後醍醐天皇が主導した建武政権の政治体制を理想としていたと読み取ることができる。そして、二項十七条のうち三条（第十五条・第十六条・第十七条）という比較的大きな割合を訴訟に関する内容に充てているという点から、直義が訴訟関係を重要視していたのではないかと筆者は予想を立てた。そこで、現存している九十三通の足利直義裁許下知状を素材にして直義政治の実態に迫ることとした。

直義の裁許下知状のほとんどは、『建武式目』第十七条に見られるように、予め設定された式日（七・一・九の付く日）に発給されている。そこで、足利直義裁許下知状の発給日と発給日以外の日の直義の動きを確認していった。それを簡単にまとめたのが、巻末に付した【表2】である。【表2】を通覧すると、裁許下知状の発給日の間隔が著しく開いている場合、直義は社寺参詣に出かけている場合が非常に多いことが判明した。そのため、足利直義の裁許下知状は、文化事業（宗教的施策）の合間を縫って発給されていたという実態があるということが明らかとなった。

また、直義の裁判は「理非究明」を一貫したものであった。そのため、直面している軍事的な情勢と直義の裁判の

結果は完全に切り離されており、武勲を立てた者が必ずしも優遇されるということとはなかった。【史料2】に挙げた波々伯部保を巡る裁決においても、直義は相伝の由緒に沿うという政治姿勢を貫き、顕詮を勝訴とする裁許を下した。

その一方で、南朝方として敵対した過去を持つ顕詮が勝訴となった理由として、顕詮が「御祈禱人」すなわち足利將軍家の御師であったことも関係しているのではないかと考察した。直義（將軍家）と顕詮（祇園社側）の間にあった師檀関係が有利に働いたのである。直義は通説通り「理非究明」の裁判を貫いていたと考えられるが、將軍家と繋がり強い者が有利になる場合も少なからずあったのではないかと結論づけた。

戦時下においても「理非究明」を貫こうとする直義の政治姿勢は、現場で軍事指揮を執って武勲を立てた武士たちには不満を抱かれやすくもあった。そのため、敗訴した武士たちを味方に付け続けるための施策は必須であったと考えられる。【史料3】においては、替地を充行う場合があったことを確認した。しかし、実際に土地の宛行うのは尊氏の権限であり、毎回実現することは難しかったと考えられる。

ここまで足利直義裁許下知状を素材にして、足利直義の政治姿勢を見てきた。足利直義の主導した初期室町幕府の政治は宗教施策と並行して行われていた。そして、直義の政治思想は「理非究明」を貫いた非常に厳格なものであったことから、味方となる武家にとっては有利でない面もあり、不満を抱かれないように調整していく必要があるものであった。以上を結論として、本稿を締めたいと思う。

註釈

- (1) 「天龍寺造管記録」(『大日本史料』第六編之五、頁七五二～七五三)
- (2) 吉田賢司「室町幕府論」(『岩波講座 日本歴史 第八卷 中世三』岩波書店、二〇一四年)
- (3) 桃崎有一郎「初期室町幕府の執政と「武家探題」鎌倉殿の成立」「將軍」尊氏・執権」直義・「武家探題」義詮」(『日本古文学学会編「古文学研究」第六八号、二〇一〇年、頁四一～六三)
- (4) 田中義成『南北朝時代史』(明治書院、一九三二年)
- (5) 相田二郎『日本の古文書 上』(岩波書店、一九四九年)
- (6) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」(佐藤進一『日本の中世国家』岩波文庫、二〇二〇年、初出一九六〇年)
- (7) 呉座勇一『戦争の日本中世史「下剋上」』は本当にあったの

- か」(新潮社、二〇一四年)
- (8) 森茂暁『足利直義 兄尊氏との対立と理想国家構想』(角川学芸出版、二〇一五年)
- (9) 亀田俊和『足利直義…下知件の如し』(ミネルヴァ書房、二〇一六年) (A)
- 亀田俊和「主従制的支配権と統治権の支配権」足利尊氏・直義の「二頭政治」を再検討する」(日本史史料研究会監修 亀田俊和編『初期室町幕府研究の最前線 ここまでわかった南北朝の幕府体制』洋泉社、二〇一八年) (B)
- (10) 「建武式目」(『大日本史料』第六編之三、頁八五九〜八六七) 註(9)の(A)等参照。
- (11) 註(9)の(A)等参照。
- (12) 『足利尊氏自筆願文』(鎌倉市・常盤山文庫蔵)
- (13) 笠松宏至校注「室町幕府法 建武式目・追加法」(石井進ほか校注『中世社會思想 上』岩波書店、一九七二年)、佐藤進一『日本の歴史9 南北朝の動乱』(中央公論社、一九七四年、初出一九六五年)などを参考にして解釈した。
- (14) 註(13)と同様。
- (15) 註(9)の(A)等参照。
- (16) 註(9)の(A)参照。
- (17) 森茂暁「新出の足利直義裁許下知状について」(七隈史学会編『七隈史学』第十号、二〇一六年、頁六三〜六九)
- (18) 註(9)の(A)等参照。
- (19) 式日についての明確なソースは不明だが、発給文書の発給日の分類によって研究者たちには七・一・九の付く日が式日であったと捉えられている。
- (20) 卷末資料【表2】は、小松茂美『足利尊氏文書の研究 I 研究篇』(株式会社旺文社、一九九七年)、註(9)の(A)等を参考にして作成した。
- (21) 註(9)の(A)参照。
- (22) 「賢俊僧正日記」貞和二年三月十三日条
- (23) 註(9)の(A)等参照。
- (24) 暦応四年五月十二日に幕府は禅院座位評定のための北朝光厳上皇院宣を仰ぎ、暦応四年八月二十三日と暦応五年四月二十三日日の幕府評定で五山は決定された。註(8)参照。
- (25) 「扶桑五山記」(『大日本史料』第六編之七、頁一一五)
- (26) 羽下徳彦「足利直義の立場―その二 裁許状を通じて―」(羽下徳彦『中世日本の政治と史料』吉川弘文館、一九九五年、初出一九七三年)
- (27) 岩本修一「南北朝期室町幕府における訴訟関係文書の考察」(九州史学研究会編『九州史学』一二七号、二〇〇一年、頁二七〜四六)
- (28) 岩本修一「足利直義裁許状の再検討」(岩本修一著『初期室町幕府訴訟制度の研究』吉川弘文館、二〇〇七年)等。
- (29) 註(9)の(A)等参照。
- (30) 「南部晋所蔵文書」(『大日本史料』第六編之五、頁八四九〜八五二)
- (31) 波々伯部保を巡る一連の流れについては、吉永隆記「祇園

社領の再編―顯證と丹波国波々伯部保―」（立命館大学人文

学芸編『立命館文学』第六三七号、二〇一四年）に詳し。

(31) 註(30) 参照。

(32) 註(30) 参照。

(33) 「山城東寺文書射」〔『大日本史』第六編之五、頁八三〇～

八三二）

(34) 註(9) の(A) 参照。

卷末資料

・【表一】 足利直義裁許下知状一覧

・【表二】 足利直義裁許下知状発給日と宗教政策関連記事をまとめた簡易年表

た簡易年表

【表一】 足利直義裁許下知状一覧

No.	和暦	月	日	審判	事書	訴人	論人	係争地	出典
1	建武5	8	27	源朝臣	A	石清水領雑掌(勝)	同莊地頭江戸清重(負)	出雲国	石清水八幡宮記録
2	暦応元	9	11	々々	A	熊谷直経(勝)	熊谷家房(負)	安芸国	熊谷家文書(裏花押あり)
3	暦応2	2	7	々々	B*	尾張国雑掌(和与)	円覚寺知事僧(和与)	尾張国	円覚寺文書
4	暦応2	5	11	源朝臣判	A	庄五郎長秋(勝)	庄四郎入道行祐(負)	備中国	西家文書
5	暦応2	8	27	源朝臣	A	成田基員(勝)	赤松円心(負)	播磨国	八坂神社文書
6	暦応2	12	9	々々	A	東寺雑掌光信(勝)	公文・下司(負)	山城国	東寺文書射
7	暦応2	12	17	左兵衛督源朝臣	A	祇園社頭詮(勝)	波々伯部信盛(負)	丹波国	南部晋所藏文書
8	暦応3	3	27	源朝臣	B	熊谷盛直(和与)	熊谷直経(和与)	安芸国	熊谷家文書(裏花押あり)
9	暦応3	4	21	々々	A	宝莊藏院雑掌(和与)	佐々木氏頼(和与)	近江国	関西学院大学図書館蔵東寺文書
10	暦応3	7	17	々々	A*	河上本莊雑掌(勝)	上杉性基(負)	丹後国	長福寺文書(裏花押あり)
11	暦応3	8	21	々々	A	東寺雑掌光信(勝)	公文等(負)	山城国	東寺文書射(裏花押あり)
12	暦応3	9	27	々々	A	大炊寮領雑掌(勝)	常在光院(負)	摂津国	真福寺文書
13	暦応4	2	27	々々	A	大炊寮領雑掌(勝)	御家人走井孫九郎(負)	摂津国	師守記暦応四・三・十八条
14	暦応4	3	17	々々	B	佐々木尼心阿(和与)	佐々木義信(和与)	近江国	朽木文書(裏花押あり)
15	暦応4	4	21	々々	A	熊谷直経(勝)	熊谷直遠(負)	安芸国	熊谷家文書(裏花押あり)
16	暦応4	5	11	々々	A	田部氏(勝)	田原・永松等(負)	豊後国	宇佐到津文書
17	暦応4	7	11	々々	A	旦来莊雑掌(勝)	小俣寛助等(負)	紀伊国	壬生文書
18	暦応4	8	21	々々	A	仏名院領雑掌(勝)	武田親幸等(負)	摂津国	三宝院文書

19	暦応4	9	11	々	A	島津道鑑代季能(勝)	中原氏女(負)	河内国	島津家文書(裏花押あり)
20	暦応4	9	11	々	A	神護寺雜掌性舜(勝)	畠山国清(負)	紀伊国	思文閣古書資料目錄
21	暦応4	9	21	々	A	田原貞広代寛日(勝)	戸次頼忠(負)	豊後国	豊後川瀬文書(裏花押あり)
22	暦応4	10	21	左兵衛督源朝臣	A	諏訪円忠(勝)	豊藤胤成等(負)	近江国	臨川寺重書案文
23	暦応4	10	21	々	B	東寺雜掌祐実(負)	幸熊九代良俊(勝)	若狭国	淨寺百合文書7
24	暦応4	10	23	々	A	浄土寺雜掌(勝)	在行経康(負)	備後国	浄土寺文書(裏花押あり)
25	暦応4	11	21	々	A	東寺雜掌光信(勝)	曾我時長(負)	周防国	淨寺百合文書お
26	暦応4	11	27	々	A	加賀莊雜掌(勝)	地頭鹿園寺(負)	出雲国	水無瀬宮文書
27	暦応4	12	21	々	A	吉志莊雜掌(勝)	仁木義長代祐春(負)	摂津国	仁和寺文書
28	康永元	7	17	々	A	法光山寺(向方承諾)	大光明寺・天龍寺	山城国	九条家文書(もと裏花押あり)
29	康永元	8	21	左兵衛督源朝臣	B	領家久我家雜掌	地頭平賀忠時代	尾張国	久我家文書(裏花押あり)
30	康永元	12	21	々	B	領家久我家雜掌	地頭尾法親代	近江国	久我家文書(裏花押あり)
31	康永2	10	22	々	C	神護寺雜掌(勝)	安養院尊仲(負)	丹波国	神護寺文書
32	康永3	閏2	21	々	A*	最勝光院領雜掌(勝)	地頭高尾張守(負)	遠江国	東寺百合文書お
33	康永3	7	7	々	B	法隆寺学侶等(勝)	山本覚誓(負)	播磨国	琛嶋寺雜記
34	康永3	7	17	々	B	久我家雜掌(和与)	地頭尾法親代(和与)	近江国	善通寺文書(裏花押あり)
35	康永3	8	7	々	A*	法華堂領雜掌(勝)	大井・寒河等(負)	讃岐国	大徳寺文書(裏花押あり)
36	康永3	9	17	(袖判)	B	寺岡経智(勝)	林幸菊丸(負)	備前国	島田文書
37	康永3	11	17	左兵衛督源朝臣	A	長壽堂領雜掌(勝)	一色道献(負)	筑前国	臨川寺重書案文
38	康永3	11	19	々	A	臨川寺雜掌(和与)	地頭源氏(和与)	美濃国	九条家文書
39	康永3	12	27	々	B	九条家領雜掌	地頭穴戸知連代	常陸国	三宝院文書(裏花押あり)
40	康永3	12	27	々	A	三宝院雜掌(勝)	小笠原貞長(負)	伊勢国	美作国
41	康永4	4	27	々	A	尊勝寺雜掌(勝)	地頭安東千代一丸(負)	美作国	東作誌
42	康永4	6	7	々	A	近衛家雜掌	地頭三浦和田茂助	越後国	中条家文書
43	康永4	6	17	々	A	禪林寺雜掌(勝)	中沢神四郎等(負)	出雲国	讀波国
44	康永4	7	17	(袖判)	A	伊東証観(勝)	細川顯氏家人(負)	備前国	伊東文書
45	康永4	9	27	左兵衛督源朝臣	B	郷宮道意俊家(負)	八塔寺衆徒代(勝)	備前国	備陽記
46	貞和元	11	17	々	A	若狭国雜掌(勝)	地頭山西三郎次郎(負)	若狭国	本郷文書

47	貞和元	11	17	々	A	小泉御厨雑掌(勝)	今河式部大夫(負)	伊勢国	地藏院文書
48	貞和元	12	17	々	A	尊勝寺雑掌(勝)	地頭安東千代一丸(負)	美作国	岩田佐平氏藏文書
49	貞和元	12	17	々	A	東寺雑掌光信(勝)	地頭市川助行(負)	安芸国	東寺百合文書 [㊦]
50	貞和2	2	27	々	A	園城寺所司等(勝)	一原孫二郎等(負)	石見国	密井文書
51	貞和2	3	7	々	A	高山寺領雑掌(勝)	地頭真壁政幹等(負)	美濃国	前田家藏文書
52	貞和2	4	7	々	B	高田村社神官(和与)	安威新左衛門(和与)	尾張国	久我家文書
53	貞和2	6	17	々	A	領家田我家雑掌(勝)	地頭村田政盛子息(負)	尾張国	久我家文書
54	貞和2	7	19	(袖判)	B	三浦貞宗代(勝)	称名寺雑掌(負)	越後国	三浦和田文書
55	貞和2	閏9	17	々	A	新興寺別当(勝)	地頭青木実俊(負)	因幡国	新興寺文書
56	貞和2	閏9	19	々	B	臨川寺領雑掌(勝)	地頭撰津能直代(負)	加賀国	天龍寺文書
57	貞和2	閏9	27	々	A	最勝光院雑掌(勝)	一分地頭原(負)	遠江国	東寺百合文書 [㊦]
58	貞和2	閏9	27	々	A	長講堂領雑掌(勝)	守護代厚東直直(負)	長門国	広島大学藏猪熊文書
59	貞和2	10	7	々	B	走湯山雑掌(勝)	曾我時信子息代(負)	土佐国	田中教忠氏藏文書(裏花押あり)
60	貞和2	10	7	々	A	最勝光院雑掌(勝)	一分地頭金子(負)	遠江国	東寺文書射
61	貞和2	10	27	々	A	御室雑掌(勝)	一分地頭湯淺(負)	紀伊国	仁和寺文書
62	貞和2	10	27	々	A	最勝光院雑掌(勝)	原箱熊丸(負)	遠江国	東寺文書射
63	貞和2	10	27	々	B	米積法橋(負)	園城寺所司等(勝)	近江国	密井文書(裏花押あり)
64	貞和2	10	27	々	前欠	(雑掌)	(地頭知清)	(不詳)	一乘院文書
65	貞和2	12	17	(袖判)	A*	小早川直平	播磨局	安芸国	小早川什書
66	貞和2	12	17	左兵衛督源朝臣	A	相護寺雑掌(勝)	高野惣執行舜道(負)	紀伊国	尊經閣古文書纂二十一
67	貞和2	12	17	(袖判)	A	熊谷直経(勝)	熊谷有直後家智阿(負)	安芸国	熊谷家文書
68	貞和2	12	19	左兵衛督源朝臣	A	造東大寺領雑掌(勝)	東福寺雑掌(負)	周防国	東大寺文書 ^{一・二十八}
69	貞和2	12	27	々	A	禪林寺雑掌(勝)	撰津右近大夫将監(負)	尾張国	若玉寺神社文書
70	貞和3	3	7	々	A	宝莊藏院領雑掌(勝)	地頭佐々木氏頼(負)	近江国	東寺百合文書 ^{追加購入分}
71	貞和3	3	17	(袖判)	B	三浦和田茂助代(勝)	漆原兼連(負)	阿波国	中条家文書
72	貞和3	4	7	(袖判)	B	長山貞泰代頼持(負)	遠山景房代心光(勝)	美濃国	遠山文書
73	貞和3	4	7	(袖判)	B	花山院家雑掌(勝)	佐々木実清女子代(負)	美濃国	尺町芝雄氏藏文書
74	貞和3	4	17	左兵衛督源朝臣	A	蓮華山院領雑掌(勝)	一分地頭尼空仙(負)	出雲国	水無瀬神社文書
75	貞和3	7	7	(袖判)	A	金子禰定(勝)	守護代額高藤用家(負)	加賀国	石川果立歴史博物館藏文書
76	貞和3	7	27	左兵衛督源朝臣	A	松尾社雑掌(勝)	下司八木盛義(負)	丹波国	松尾神社文書

77	貞和 3	8	27	(袖判)	A	内藤教泰(勝)		公文良尊等(負)	安芸国	内藤家文書
78	貞和 3	11	7	(袖判)	A	熊谷直経(勝)		新野道意等(負)	安芸国	熊谷家文書
79	貞和 4	7	9	左兵衛督源朝臣	A	浄土寺雑掌寂明		(武士以下甲乙人等)	備後国	浄土寺文書
80	貞和 4	8	27	左兵衛督源朝臣	A	田根莊内雑掌(勝)		地頭狩野藤三郎入道(負)	近江国	久我家文書
81	貞和 4	8	27	々	B	高野山雑掌(勝)		地頭天田顕連代重光(負)	備後国	高野山文書
82	貞和 4	10	9	々	A	東福寺雑掌(勝)		波瀾時継(負)	石見国	尊経閣古文書纂十二
83	貞和 4	10	17	々	A	領家日野兼寿雑掌(勝)		地頭安芸貞敏(負)	周防国	三浦家文書
84	貞和 4	12	7	(袖判)	A	斎藤秀定(勝)		惣領斎藤貞基(負)	近江国	祇園社記
85	貞和 4	12	7	左兵衛督源朝臣	C*	駿河・出羽・尾張・近江・越後・伊予所在の遺領相論				東大史料編纂所蔵文書(裏花押)
86	貞和 4	12	27	々	A	感心院巫女松鶴(勝)		御家人松原貞朝(負)	摂津国	萩野田之氏蔵文書
87	貞和 4	12	27	(袖判)	下次	三浦和田茂実(勝)		和田聖貴(負)	越後国	三浦和田文書
88	貞和 5	5	28	左兵衛督源朝臣	A	大覚寺領雑掌(勝)		地頭小倉十郎等(負)	紀伊国	東寺百合文書コ
89	貞和 5	閏 6	27	々	A	禪林寺雑掌(勝)		船越定倫子息(負)	淡路国	若王寺神社文書
90	貞和 5	閏 6	27	々	A	東寺雑掌光信(勝)		地頭海老名源三郎等(負)	播磨国	東寺百合文書せ

(備考)

1、事書のうち、Aは「○○申□□事」の形式、Bは「○○与□□相論△△事」の形式、Cはそれ以外の形式であることを示す。

2、事書の*は、書止文言が「下知如件」以外であることを示す。

3、参考までに三通。

①後次、萩野三七彦編『大乘院文書』の解題的研究と目録(下)』(主婦の友社、一九八七年、頁八十八所収)

②後次、貞和二年十二月七日付(『京都大学史料叢書六 西山地蔵院文書』)

③前次、貞和三年七月二十七日付(奥上に「左兵衛督源朝臣(花押)」、紙継目裏に上杉朝定の花押半分を確認できる、内容は和与)

(東京大学史料編纂所架蔵影写本「古文書集」(3071/62/100/8(1))所収)

【表2】足利直義裁許下知状発給日と宗教政策関連記事をまとめた簡易年表

和暦	西暦	月	日	裁許下知状 No. もしくは直義の宗教政策関連記事	その他の主な出来事
建武 3	1336	8	15		北朝、発足
		8	17		尊氏、自筆願文を清水寺に奉納
		10	10		後醍醐天皇との護和が成立
		11	2		後醍醐天皇、三種の神器を光明天皇に譲渡
		11	7		『建武式目』制定室町幕府が正式に発足
		12	21		後醍醐天皇、大和国吉野へ亡命南朝発足
建武 4	1337	3	6		越前金崎の戦い
建武 5	1338	正	<input type="checkbox"/>		青野原の戦い
		5	22		石津の戦い 高師直が北畠顕家を討ち取る
		閏	7	2	藤島の戦い 新田義貞、戦死
		8	11		尊氏：征夷大將軍 直義：左兵衛督 に任じられる
暦応元		8	28		「暦応」に改元
		9	11	No.2	
		10	22	直義、浄衣・立烏帽子を着装、執事高武藏権守師直、侍所高遠江守（南宗継）以下、諸大名を引き具し、石清水八幡宮に詣ず。（『田中文書』『醍醐寺文書』）	
		11	7	直義、新熊野社（京都市東山区）に詣ず。（『前田育徳会所蔵文書』）	
暦応 2	1339	2	7	No.3	
		5	11	No.4	
		8	16		後醍醐天皇、崩御
		8	<input type="checkbox"/>	後醍醐天皇崩御後から天龍寺の造営事業を開始。	

		8	27	No.5	
		8	29	この朝、尊氏および直義は同列にて京都の南禅寺に参詣す。〔師守記〕	
		12	9	No.6	
		12	17	No.7	
歴応 3	1340	3	27	No.8	
		4	13	直義、杜寺に参詣。淨衣を着用、牛車に乗る。〔師守記〕	
		4	21	No.9	
		7	17	No.10	
		8	21	No.11	
		9	27	No.12	
歴応 4	1341	2	10	直義、奉略・神馬（三疋）奉納のため、石清水八幡宮に参詣。中条（ちゅうじょう）半官大夫秀長・二階堂美作半官高綱、執事高武藏守師直以下、三百騎が扈從（ごしょう）す。直義は淨衣にて牛車（新調）を乗用。〔師守記〕	
		2	27	No.13	
		3	17	No.14	
		3	24		直義、隠岐守護塩谷近江守高貞に謀反の疑いありと宣言し、討伐を命じる
		4	21	No.15	
		5	11	No.16	
		7	2	尊氏・直義、京都の南禅寺に参詣。〔竺仙録〕	
		7	11	No.17	
		8	21	No.18	
		9	11	No.19 No.20	
		9	21	No.21	
		10	21	No.22 No.23	
		10	23	No.24	
		11	21	No.25	
		11	27	No.26	
		12	21	No.27	

		12	23	直義・夢窓疎石らとはかり、貿易船を元国に派遣交易し、天龍寺の造営の資となさしむ。(『天龍寺造営記録』)	
暦応 5	1342	正	<input type="checkbox"/>		直義、重病に罹る
		4	23	五山が決定される	「康永」に改元
康永元	1342	4	27		三条殿が火災
		5	8		
		7	17	No.28	
		8	21	No.29	
		9	6		土岐頼遠、光厳上皇に狼藉を働く
		12	1		直義、侍所頭人細川顕氏に命じて、土岐頼遠を処刑
		12	21	No.30	
康永 2	1343	7	3		北畠親房、直義と高師直の不和を喧伝
		10	22	No.31	
		11	<input type="checkbox"/>	方寿寺に参詣。(『雪村和尚語録』)	
康永 3	1344	正	28	尊氏・直義、石清水八幡宮に詣ず。社務康清の高坊を宿坊として参着。御行水の後、登山。(『園太暦』)	
		閏2	21	No.32	
		5	17	直義、この夜、新熊野社に参詣す。紀州熊野本山より遷座のゆえにより、参詣は本山の儀式による。精進屋(そうじや)(樋口東洞院の斯波修理大夫高経宿所)より歩行。直義は折烏帽子に浄衣、役人もまた同前。新熊野社より伏見の稲荷社に参詣、乗輿なり。同日十八日の朝、精進屋より三条坊門第に帰る。(『師守記』)	
		7	7	No.33	
		7	17	No.34	
		8	7	No.35	
		9	17	No.36	
		11	17	No.37	
		11	19	No.38	
		12	22		三条殿が火災

康永 4	1345	4	12	27	No.39 No.40	
		4	18	18	直義、左女牛若宮・祇園・北野・平野・松尾等の五社に詣る。直義、この日、乗輿。平野より仁和寺に至る途次、備後国前大膳大夫長井広秀宿所において饗餐をうく。(【師守記】)	
		4	27	27	No.41	
		6	7	7	No.42	
		6	17	17	No.43	
		7	17	17	No.44	
		8	29	29	天龍寺供養。勅使・院使これに臨み、尊氏・直義もまた、これに候す。翌日、さらに仏事を修す。光厳上皇、御幸す。夜に入り、亥刻(夜十時頃)、尊氏・直義帰宅す。(【園大曆】)	
		9	27	27	No.45	
貞和元		10	21	21		「貞和」に改元
		11	17	17	No.46 No.47	
		12	17	17	No.48 No.49	
貞和 2	1346	正	26	26	尊氏・直義、石清水八幡宮に参詣。八幡より還向の帰途、六条八幡宮(若宮八幡宮)に詣ず。大鳥居下にて下輿。(【賢俊僧正日記】)	
		2	27	27	No.50	
		3	1	1	直義、天龍寺に詣り、賢俊僧正の上堂説法を聴聞。執事高武蔵守師直以下数人の大名區徒す。(【賢俊僧正日記】)	
		3	7	7	No.51	
		3	13	13	直義、醍醐寺に詣ず。執事武蔵守高師直・上杉伊豆守重能・二階堂安芸守成藤ら供奉、観桜。稚児の長命・尊玉・龜徳・染妙・幸松・宮王・尊夜又丸ら乗馬にて従う。ついで宇治を巡見、平等院にて饗あり。釣殿より乗船、八艘に分乗。宇治川より鳥羽に至り、伏見殿に参る。彼御所にて詩歌会あり。酒盃数献の後、人々帰京。(【賢俊僧正日記】)	
		3	17	17	折柄雨天なるも、光厳上皇、天龍寺に幸し、観桜。直義、これに扈從す。(【園大曆】)	
		3	22	22	尊氏・直義、安国寺に詣で、讃岐守護細川陸奥守顕氏の第に臨む。引出物として馬・鎧を進む。(【賢俊僧正日記】)	

		4	7	No.52		
		6	17	No.53		
		7	19	No.54		
		閏9	17	No.55		
		閏9	19	No.56		
		閏9	27	No.57 No.58		
		10	7	No.59 No.60		
		10	27	No.61 No.62 No.63 No.64		
		11	18	尊氏・直義、天龍寺に参詣す。梶井宮（三子院・尊胤法親王・後伏見天皇第一皇子）・西林院（未詳）・大覚寺宮（寛尊親王・亀山天皇皇子）もこれに会し、和歌会あり。（『賢俊僧正日記』）		
		12	17	No.65 No.66 No.67		
		12	19	No.68		
		12	27	No.69		
貞和 3	1347	正 26	27	No.69	尊氏・直義、同列にて三条坊門第を出立し、石清水八幡宮に参詣。先頭を御幣持二人、ついで神馬五疋、つぎに面御の馬二疋（懸綱）ついで尊氏の新車、直義の新車。後陣に供奉の諸大名數十騎、いずれも折烏帽子・直垂を着装。この中に執事武藏守高師直、同伊豆守上杉重能らの顔あり。（『師守記』）	
		2	30		この朝、光厳上皇、天龍寺に花見の御幸。供奉は後車に花山院大納言長定、殿上人六人・北面武士等なり。参叡の公卿は前左大田洞院公賢・大納言西園寺公重・春宮大夫洞院実夏について直義もこれに加わる。丑刻（午前二時頃）に還御。（『師守記』）	
		3	7	No.70		
		3	17	No.71		
		4	7	No.72 No.73		
		4	17	No.74		
		6	28	尊氏・直義、この日、洛西の西芳寺に参詣す。（『師守記』）		
		7	7	No.75		
		7	27	No.76		

		8	12	天龍寺、後醍醐天皇の御仏事（8月16日命日）を繰り上げテ修す。直義、これに臨み、惣門・山門の額を懸く。（『天龍寺造営記録』）	
		8	27	No.77	
		9	17		藤井寺の戦い
		11	7	No.78	
		11	26		住吉天王寺の戦い
貞和 4	1348	正 5	5		四条畷の戦い
		7	9	No.79	
		8	27	No.80 No.81	
		10	9	No.82	
		10	17	No.83	
		12	7	No.84 No.85	
		12	8	直義、南禅寺に参詣し、大羅漢宝閣中の壁画五百羅漢を観る。（『広智国師語録』）	
		12	27	No.86 No.87	
貞和 5	1349	正 25	25	尊氏・直義、この日、石清水八幡宮に参詣。先頭は両御所奉職の神馬、つぎに尊氏の車、つづいて直義の車、浄衣の役人、上杉伊豆守重能以下、大名ら直垂を着用供奉。最後尾は執事高武藏守師直。両御所東寺より輿に乗り替う。（『師守記』）	
		3	26	光明上皇、天龍寺に御幸。さらに大堰川（おおいがわ）を渡橋、西芳寺に観桜す。尊氏・直義、これに供奉す。（『園大歴』）	
		4	28	この日、新日吉社正遷宮。光厳上皇、院使として権大納言油小路隆盛を遣す。尊氏・直義も儀式に参列す。（『師守記』）	
		5	28	No.88	
		閏6	27	No.89 No.90	
		8	14		直義、師直のクーデターにより失脚
		9	<input type="checkbox"/>		直義、左兵衛督辞任